

御前崎市都市公園条例

御前崎市都市公園条例（平成16年御前崎市条例第136号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関し、他の条例に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（公園の設置）

第2条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 市長は、公園を設置するときは、当該公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

（公園の配置及び規模に関する技術的基準）

第3条 法第3条第1項に規定する条例で定める公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の区域内に設置する公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地に設置する公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(2) 市が次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定める。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定める。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定める。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

(3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における

休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前号に掲げる公園以外の公園を設置する場合は、その設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準)

第4条 法第4条第1項本文に規定する条例で定める一の公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(行為の制限)

第5条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第7条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 公園をその用途以外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、公園の損壊その他の理由により利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の管理方法
 - カ 工事实施の方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 公園の復旧方法
 - ケ その他市長が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 公園施設の名称及び場所
- エ 管理の方法
- オ その他市長が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 公園施設の名称及び場所
- イ 変更事項
- ウ 変更理由
- エ その他市長が必要と認める事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長が必要と認める事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第11条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の規定により、公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料の納付)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2、別表第3及び別表第4に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 法第9条に規定する事業又は地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条各号に掲げる公営企業のため公園を占用するとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により、当該許可に係る設置、管理、占用又は行為に係る利用をすることができなかつたとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、若しくは利用させ、又は当該許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 第5条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為若しくは利用が終了したとき又は当該許可に係る行為若しくは利用を中止したときは、速やかに公園の当該許可を受けた者の負担により原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、第5条第1項又は第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(損害賠償の義務)

第17条 自己の責めに帰すべき理由により公園の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定に基づき公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた措置を完了したとき。

(公園の区域の変更及び廃止)

第20条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(準用規定)

第21条 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第3項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反し、第5条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条（第21条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、第7条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第18条第1項又は第2項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

(罰則の規定の適用)

第24条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
八千代公園	御前崎市池新田5623番地
長者公園	御前崎市池新田2342番地の25
浜岡総合公園	御前崎市宮内1581番地の1
御前崎中央公園	御前崎市白羽7174番地
大原公園	御前崎市白羽4050番地の28
おまえざき公園	御前崎市御前崎2905番地の1
公儀山公園	御前崎市白羽1015番地の3
高松緑の森公園	御前崎市門屋2070番地の747
大山自然公園	御前崎市池新田1997番地の1
中町収用代替地公園	御前崎市池新田2421番地の11
神子公園	御前崎市池新田72番地の1
白砂公園	御前崎市池新田9186番地の216
桜ヶ池公園	御前崎市佐倉5157番地の1
おさ川ふれあい公園	御前崎市宮内100番地
石原池公園	御前崎市白羽1106番地の7
潮騒公園	御前崎市御前崎45番地の3
下岬公園	御前崎市御前崎1074番地の14

別表第2（第12条関係）

施設の名称	区分	時間	使用料
-------	----	----	-----

別表第1に定める公園で許可を受けて行為をする場合	1日	8:30~17:00	1平方メートルにつき20円
--------------------------	----	------------	---------------

備考

- 1 別表第1の施設利用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合及び商業宣伝若しくは営業又はその他これらに類する行為を目的として使用する場合は、この表に定める使用料の100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 1平方メートルに満たない端数があるときは、1平方メートルとみなす。
- 3 1件の使用料が100円に満たないときは100円とし、100円未満の端数があるときはその端数を100円とする。

別表第3（第12条関係）

施設の名称	区分	算定方法（年間）
別表第1に定める公園に公園施設の設置若しくは管理又は占有する場合	非営利の場合	近傍類似土地の前年度固定資産税評価額（㎡）×3/100×面積
	営利の場合	近傍類似土地の前年度固定資産税評価額（㎡）×4/100×面積

備考

- 1 この表による公園施設の設置若しくは管理又は占有の期間は、法第5条第3項又は第6条第4項の規定による。
- 2 占有の期間が、1年未満であるとき又はその期間に端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

別表第4（第12条関係）

内容	時間	使用料
業として行う写真撮影等の施設使用料	8:30~17:00	2,000円/日
業として行う撮影に使用する写真器具	—	1台につき500円/日